

***補助金の対象となるのは、次表の要件を満たした、平成21年度中に完成した設備等です。**

補助の概要

	種別	概要等
対象機器 (第2条・第4条)	太陽光発電システム	・太陽光を利用して発電するシステムで電力会社との電力需給の契約を締結する設備 ・太陽電池の合計出力が10キロワット未満の設備
	太陽熱高度利用システム	・自然循環型 ・強制循環型
	高効率給湯器	・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器で <u>定格COPが4.0以上</u> の設備(通称エコキュート) ・潜熱回収型給湯器で <u>定格給湯効率が90パーセント以上</u> の設備(通称エコジョーズ) ・ガスエンジン給湯器で <u>総合効率が80パーセント以上</u> の設備(通称エコウィル)
対象者(第3条)		自ら居住し、または、居住する予定の町内の個人住宅に補助対象機器を設置する <u>個人で町民税及び固定資産税に滞納がない者</u>
補助金の額 (第4条)	太陽光発電システムで未使用品	発電システム出力1キロワット当たり2万円に発電システムを構成する太陽電池の最大出力(単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入する。)を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。ただし、算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てるものとする。
	太陽熱高度利用システムで未使用品	当該システムが設置された住宅1棟につき30,000円
	高効率給湯器で未使用品	当該システムが設置された住宅1棟につき30,000円

必要書類

○交付申請時

交付申請書(様式第1号)

設置した補助対象設備に係る領収書並びにその内訳(見積書等)の写し

設置した補助対象設備の形状、規格を説明する資料(補助要件が確認できる内容が記載されている資料)

補助対象設備を設置した住宅に居住することが確認できる書類(申請時において当該住宅に居住していない場合 住民票等)

補助対象設備の設置状況を示す写真(高効率給湯器については、定格効率等がわかる写真)

太陽光発電システムについては、電力会社との太陽光発電設備の系統連係に伴う電力需給に関する通知の写しまたはそれに代わると認められる書類の写し

設備の完了日を領収日としない場合には、設置工事証明書

○請求時

請求書(様式第2号)

よくある質問

Q 対象となる設置時期は？

A 平成 21 年度中に**設置工事が完了した設備**です。

完了日は、原則として領収日としますが、特段の事情により領収日としない場合については、「**設置工事証明書**」を添付してください。（注：太陽光発電システムについては、電力会社からの電力需給に伴う通知日）

Q いつまでに申請すればよいか？

A 要綱第 5 条:『設置工事が完了した日または設置代金等を支払った日のいずれか遅い日から起算して 30 日を経過する日または設置工事完了日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い日まで』

Q 国等との補助金と併用はできるか？

A 可能です。

なお、既に交付額等がわかる場合（予定）には、申請書の事業費の内訳欄に記入してください。